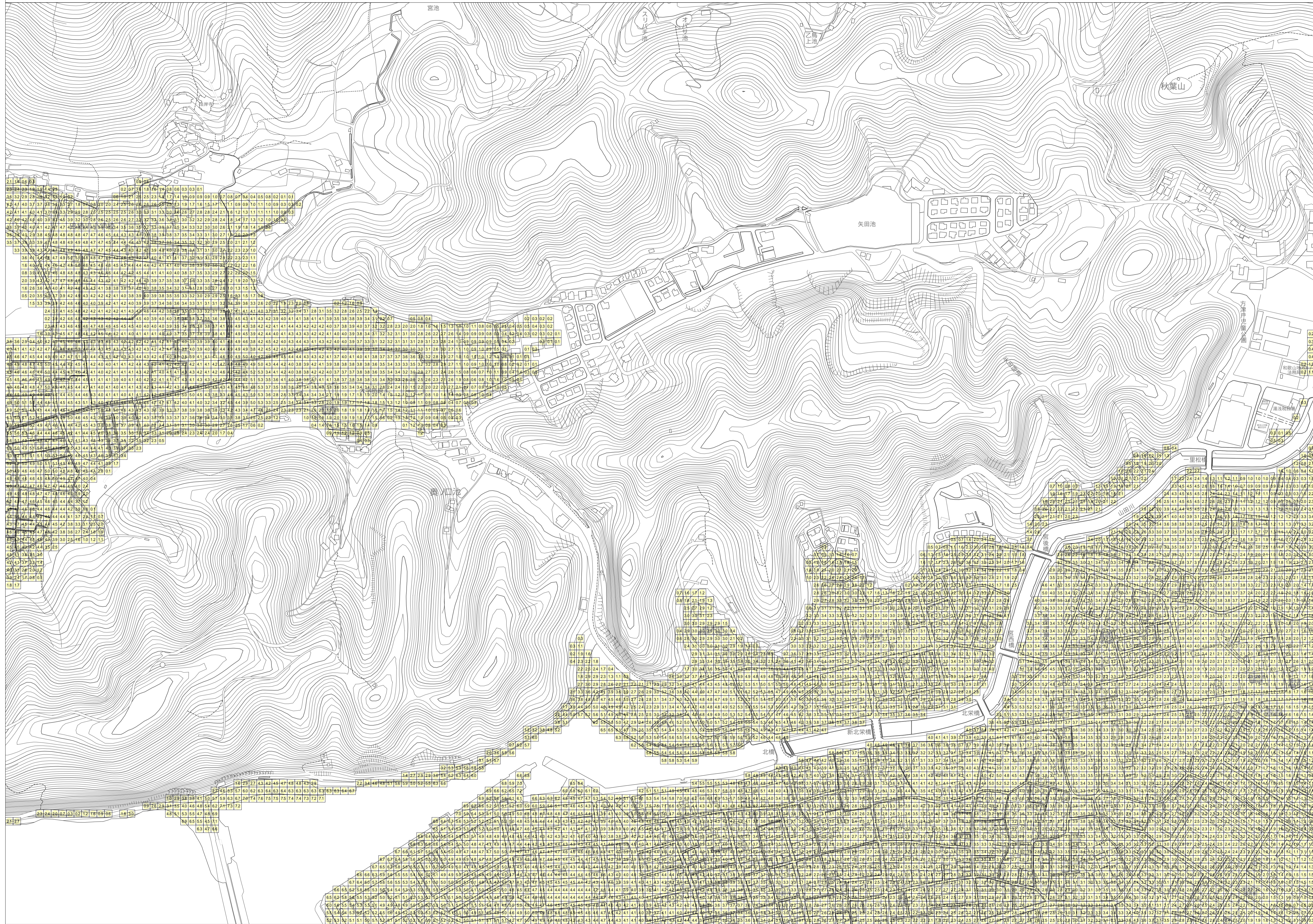
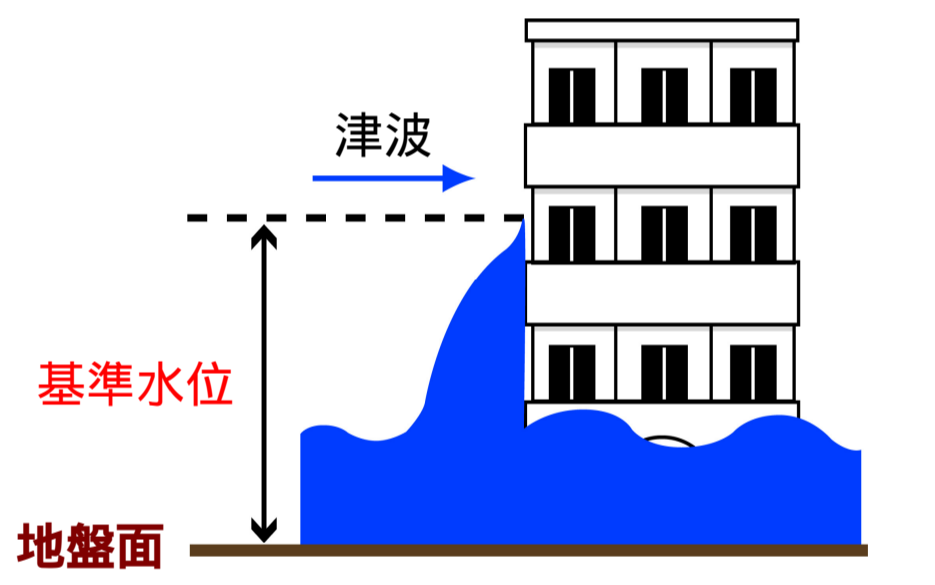


津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



【津波災害警戒区域】
 「津波災害警戒区域」は、津波
 防災地域づくりに関する法律（
 平成 23 年法律 123 号（以下、
 「法」といふ））第 5 3 条第 1 項に
 基づく区域です。
 「津波災害警戒区域」は、津波
 浸水想定（法第 8 条第 1 項）を
 踏まえ、最大クラスの津波が発
 生した場合に、津波による人的
 災害を防止するために警戒避
 難体制を特に整備すべき区域
 です。

【基準水位】
 「基準水位」は、津波浸水想定
 に定める水深に係る水位に建
 築物等への衝突による津波の
 水位の上昇を考慮して必要と
 認められる値を加えて定める
 水位で、津波の発生時におけ
 る避難場所の高さの基準にな
 る水位（法第 5 3 条第 2 項）に
 基づく水位です。
 「基準水位」は、地盤面からの
 高さ（メートル単位）で表示し
 ています。（下図参照）



【背景地図】
 「背景地図」は、平成 19 年 4 月
 の航空写真等を基に作成して
 いるため、道路や建物などが
 現況と異なっている場合があ
 ります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位 m)
市町村名	湯浅町
図面番号	湯-4

津波災害警戒区域
区域図

Copyright (c) NTT空間情報 All Rights Reserved

縮尺
1:2,500

告示番号	和歌山県告示第 461 号
告示年月日	平成 28 年 4 月 19 日